

新宿区教育委員会会議録

令和5年第12回定例会

令和5年12月1日

新宿区教育委員会

令和5年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年12月1日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時50分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ま す み

書記

教育調整課 主 査	林 竜 佑	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	-------	----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 4 9 号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 5 0 号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 3 第 5 1 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第 5 2 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 5 3 号議案 令和 5 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- 日程第 6 第 5 4 号議案 令和 5 年度新宿区一般会計補正予算（第 8 号）（案）に関する意見について

報告

- 1 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る意見募集・地域説明会の実施について（学校運営課長）
- 2 「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について（中央図書館長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、鴨川委員にお願いいたします。

○鴨川委員 承知しました。

◎ 第49号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第50号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第52号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第53号議案 令和5年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎ 第54号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第49号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第50号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第52号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第53号議案 令和5年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第6 第54号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する意見について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第49号議案から日程第4 第52号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第5 第53号議案について説明を受け、審議を行います。最後に、日程第6 第54号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第54号議案は、令和5年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがあり、また、第53号議案は、予算案の内容に関連する議案であるため、両議案を非公開による審議としたいと思います。

第53号議案及び第54号議案を、非公開による審議にすることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第53号議案及び第54号議案は非公開により審議するものとします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座をお願いいたします。

それでは、初めに第49号議案から第52号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、個々の議案説明に入る前に、今回の議案のうち、第49号議案から第53号議案につきましては、令和5年度の特別区人事委員会勧告を受けての改正になりますので、初めに、この勧告について簡単に御説明したいと思います。

まず、公務員の給与改定の仕組みについてですが、公務員は労働基本権が制限されていることから、その代替措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されております。

この給与勧告につきましては、地方公共団体の区域内の民間事業者の給与水準と均衡することを基本に、各地方公共団体に設置された人事委員会が行うことになっており、23区の場合は特別区人事委員会がこの給与勧告を行っているものでございます。

その勧告を受けまして、地方公共団体は内容に基づいて職員の給与を条例で定め、決定をしているもので、教育委員会事務局によります事務職員などにつきましては、区長が条例を改正し、区立の小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員につきましては、東京都が条例改正を行っております。また、区立幼稚園の教員につきましては、新宿区教育委員会から、区長に申出を行い、条例を改正する、このような運びになっているものでございます。

次に、今回の人事委員会勧告の勧告内容の主なものについて御説明いたします。

まず、1点目は、月例給の引上げです。公民比較の結果、職員の月例給が民間の月例給を3,722円下回ったため、給料表の改定を行うもので、国及び民間における動向等を踏まえ、公民の均衡を図るため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給の引

上げを行うものでございます。

2点目は、特別給の引上げです。こちらも公民比較の結果、職員の特別給が民間の特別給を0.09月下回っていたことから、公民の均衡を図るため、引上げを行うものでございます。

人事委員会勧告の概要については、以上となります。

それでは、続きまして、個々の議案について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

初めに、「第49号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員会の月額報酬の改定を行うものでございます。

特別職報酬等審議会は、条例に基づいた審議会であり、区長や副区長、教育長、教育委員といった特別職の報酬や給料について、条例の改正を提案する前に、区長が諮問し、審議会の答申を受けることとなっております。

今回の答申では、教育委員の報酬について、人事委員会勧告と同様の引上げが妥当との答申をいただいております。それを踏まえた今回の改正となっております。

それでは、第49号議案の新旧対照表を御覧ください。

こちら報酬について規定しております第2条につきまして、第1号で教育長職務代理者である職員の報酬を月額26万円から26万3,000円に3,000円増、第2号でその他の委員の報酬を月額24万6,000円から24万8,000円に2,000円の増と、それぞれ引上げを行うものでございます。

次に、附則ですが、施行期日は令和6年1月1日になります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第49号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第50号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の月額給料及び期末手当の支給月数の改定を行うものです。

今回の特別職報酬等審議会の答申では、教育長の月額給料等期末手当について、人事委員

会勧告と同様の引上げが妥当との答申をいただいております、それを踏まえた改定となっております。

それでは、第50号議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案は、2条立ての改正となっております。まず、第1条による改正につきましては、給料月額と令和5年度の期末手当の支給月数の改定に関するものです。

給料について規定しております第2条において、教育長の給料の額を79万3,000円から80万1,000円に、8,000円の引上げを行います。

また、手当について規定しております第4条第4項において、期末手当を0.1月分引き上げる内容となっております。

次に、2ページを御覧ください。

第2条による改正につきましては、令和6年度以降の期末手当の支給月数に関するものです。

手当について規定しております第4条第4項におきまして、先ほど引き上げました期末手当について、令和6年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するというものでございます。

次に、附則についてです。

この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。ただし、第1条による改正のうち、期末手当に係る部分は、公布の日から、第2条による改正につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正の規定のうち、期末手当に係る部分等は、令和5年12月1日から適用すること、改正前の条例により期末手当が支給されている場合、その支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第50号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

本議案は、特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本条例も、第50号議案と同様に2条立ての改正となっております。まず、第1条による改正は、給料表並びに令和5年度の期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定に関するものです。

期末手当について規定しております第27条について、下線部のとおり期末手当を管理職員は0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員である管理職員は、0.025月分引き上げるものです。

なお、この引上げにつきましては、今年度は全て12月期に反映させるものでございます。

また、勤勉手当について規定しております第30条について、こちらも下線部のとおり令和5年度の勤勉手当の上限を一般職員は0.1月分、管理職員及び定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員である管理職員は、0.025月分引き上げます。

なお、この引上げにつきましても、今年度は全て12月期分に反映させるものでございます。

次に、3ページの第2条による改定についてです。

こちら、令和6年度以降の期末手当の支給月額及び勤勉手当の支給月数の上限の改定に関するものです。

期末手当について規定しております第27条について、先ほどの第1条による改正で引き上げました期末手当について、令和6年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するというものでございます。

また、勤勉手当について規定しております第30条についても、先ほど引き上げました勤勉手当の上限について、令和6年度以降は、6月と12月期が均等になるよう配分するというものでございます。

次に、4ページの附則についてです。

この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条による改正につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正のうち、給料表の改正は令和5年4月1日から、それと令和5年度の期末手当及び勤勉手当に係る規定については、令和5年12月1日から適用すること、改正前の条例により給与が支給されている場合、その支給された給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなすこと等を規定しております。

最後に、別紙といたしまして、新旧の給料表を添付しております。改正後の給料月額と現在の給料月額が記載されているものとなっております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第51号議案の提案理由です。

特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の給料を改正する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第52号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案は、特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定するものです。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案も2条立ての改正となります。まず、第1条による改正につきましては、令和5年度の勤勉手当の支給月数の改定に関するものです。

勤勉手当の支給割合を規定しております第4条について、勤勉手当の支給月数を一般職員は0.1月分、管理職員及び定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員である管理職員は0.025月分引き上げるものです。

なお、今年度はこの引上げ分全てを12月期に反映させるものです。

次に、2ページ、第2条による改正については、令和6年度以降の勤勉手当の支給月数に関するものです。

第1条による改正と同じく第4条につきまして、先ほど引き上げました勤勉手当を令和6年度以降は、6月期と12月期が均等になるよう配分するというものです。

次に、附則についてです。

この規則は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条による改正につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正の規定は、令和5年12月1日から適用すること、改正前の規則により勤勉手当が支給されている場合、その支給された勤勉手当は、改正後の規則による勤勉手当の内払いとみなすことを規定しております。

なお、本議案には、特記事項が付されておまして、第51号議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものといったものになってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第52号議案の提案理由です。

特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いたします。

○教育長 説明が終わりました。それでは、まず、第49号議案から入っていきます。

第49号議案について、御意見、御質問がありましたら、願いたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑は終了させていただきます。

第49号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第49号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第50号議案について、御意見、御質問がありましたら、願いたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようでございますので、討論及び質疑を終了します。

第50号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第50号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第51号議案について、御意見、御質問がありましたら、願いたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第51号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第51号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第52号議案について、御意見、御質問がありましたら、願いたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

第52号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第52号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、誠に恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より退席を願いたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 以上で、本日の議事は終了です。

◆ 報告 1 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る
意見募集・地域説明会の実施について

◆ 報告 2 「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告 1 及び報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、報告 1、四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る意見募集・地域説明会の実施について御報告をさせていただきます。

四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討については、多くの方から意見をお伺いし、通学区域の見直しや緩和等の検討の参考にさせていただくために、今後意見募集と地域説明会を実施するものでございます。

検討に至った背景と検討の内容につきまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきますので、横の資料の資料 1 を御覧いただければと思います。

資料 1、おめくりいただきまして、まず、2 ページを御覧いただければと思います。

まず背景でございますが、四谷地区における区立小学校では、現在、児童数が増加している小学校と児童数が少ない小学校がございまして、具体的には、四谷小学校では児童数の増加に対応するために、増築校舎の建設を進めているところでございまして、令和 7 年度の 2 学期から供用開始できるよう、普通教室の確保を図っているところでございます。

あわせて、3 ページの表を御覧いただきますと、現在の学級数と今後の予測も併せて明記をさせていただきます。

四谷小学校については、令和 5 年度 20 学級ございまして、令和 11 年度には 24 学級まで増える見込みでございます。

なお、右側の教室上限数を御覧いただきますと、31 とございまして、増築校舎の完成に伴って、普通教室の確保については十分対応させていただくものでございます。

また一方で、近隣の花園小学校では、1 学年 1 学級の単学級という状況でございまして、地域からも児童数の増加を望む声を多くいただいているような状況でございます。

こうした課題を加味した対応策の一つとして、四谷地区における区立小学校の教育環境の

維持向上を図るために、このたび通学区域の検討協議会を設置させていただいて、区立小学校や未就学児の保護者、また地域活動団体の方々の御意見を伺いながら、現在検討を進めているところでございます。

なお、このたびの検討に伴う変更については、在校生への影響はないところでございます。

また、アスタリスクのところ、先ほど緩和策の方策ということで発言をさせていただきましたが、こちらの意味するところとしては、通学区域の見直しの検討に当たり、保護者やお子様に負担なく進めていくために、通学区域が変更になった場合でも、元の通学区域の小学校を希望すれば、通学できるようにするなどの方策のことを示しているものでございます。

2番の検討協議会については、記載のとおりでございまして、21名の委員の方々にこれまで2回、検討協議会を開催させていただいたところでございます。

それでは、資料をおめくりいただきまして、4ページを御覧いただければと思います。

5番の通学区域の見直しによる効果について、3点ほど入れさせていただいてございます。

まず1点目は、四谷小学校の児童数が減少することで、校庭や体育館、プールなどの利用に当たり、利用人数を緩和することができるようになります。

また、これまで普通教室に転用していた教室についても余裕が生じるため、転用した教室の復活ですとか、また、図書室等の拡張についても、必要に応じた対応を取ることができるようになります。

また、2点目としては、通学区域の見直しに当たっては、子どもたちの通学距離が短くなるようにいったところも視点として入れてございますので、そうしたところも効果が見込めます。

また、3点目といたしましては、花園小学校では、児童数が増えることもメリットとして挙げられます。

続いて、5ページの6番、通学区域の検討に伴う検証資料の作成についてでございます。

検討に当たりましては、まず、四谷小学校の通学区域の中で、ほかの小学校と隣り合っている地域について、仮に通学区域を変更した場合には、学級数にどのような変化が生じるのか、また、お子様方の通学距離にどの程度影響が出るのかを確認し、様々な可能性を踏まえてシミュレーションをしながら検討するために、8つほど検証資料をつけさせていただいております。当然、この中から決めるというものではございませんので、あくまでも参考資料というような位置づけでございます。

6ページからは、その検証資料を入れさせていただいてございますが、説明については割

愛をさせていただきまして、続いて、15ページの8番、これまでの検討協議会での主な御意見等について、この中で(1)の全体に関わる事項について御紹介をさせていただきます。

(1)の全体事項についてで、①いろいろなしがらみは捨てて、どうしたら児童のためになるのかを中心に考えたい。②検討に当たり重視するのは、学習環境など子どもの学びを確保することを第一優先に考えるべき。また③として、これまでの町、地域のつながりを大切にしてほしい、そういった御意見をいただいているところでございます。

資料の17ページからは、意見募集と地域説明会の御案内になりますので、報告資料にお戻りいただきまして、記書きを御覧いただければと思います。

まず、項番1の意見募集でございます。期間としては、令和5年12月5日から令和6年1月5日まででございます。

項番2の地域説明会でございます。2回開催させていただきまして、1回目が令和5年12月14日午後7時から午後8時まで。2回目が令和5年12月16日土曜日の午前10時から午前11時まで。場所は両日とも四谷地域センター12階の多目的ホールでございます。住所、定員は記載のとおりでございます。

項番3の周知についてでございます。広報新宿12月5日号に掲載するとともに、区のホームページや区公式SNS等による情報発信をさせていただき、この中では説明動画も作成して、分かりやすく御覧いただけるような工夫を準備しているところでございます。

また、特別出張所、図書館、四谷地区の公私立保育園等の未就学児施設と掲示板。掲示板は区の直営板、区委託板、町会・自治会独自板にポスターを設置させていただきます。

また、(3)四谷小学校、花園小学校、四谷第六小学校のPTAなどにも情報提供させていただくほか、学校だよりにも掲載をさせていただきます。

これらの周知に当たりましては、資料2と資料3につけさせていただいた意見用紙の用紙と資料3のポスター、こちらを各所に掲示をさせていただき、広く周知を図っていく予定で現在準備を進めているところでございます。広くいただいた御意見については、また年明けの検討協議会第3回で共有させていただき、その後の検討の参考にさせていただくものでございます。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○中央図書館長 報告の2つ目、「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について御報告いたします。

今現在、新宿区では、令和2年度から5年度までを計画期間とする「第五次 新宿区子ども

も読書活動推進計画」に基づき、取組を進めているところでございますが、進行管理の指標といたしまして、3つの具体的な取組の方向性ごとに定めた数値目標について、令和4年度の状況がまとまりましたので、報告をさせていただくものでございます。

1つ目ですが、地域、図書館、学校等との連携による読書環境・読書機会の充実でございます。

数値目標の1としまして、区立図書館の子どもの貸出冊数でございます。

(1) 区立図書館の個人貸出冊数でございますが、令和4年度記載のとおりでございますが、小学生以下、中学生が少し減っている状況でございます。高校生等については、ほぼ横ばいでございます。

(2) 区立図書館の登録者1人当たりの個人貸出冊数でございますが、こちらも記載のとおりでございますが、令和3年度に比べると、かなり減っている状況でございます。

(3) 区立図書館の団体貸出冊数につきましては、令和3年度に比較しまして、令和4年度のほうがかなり増えている状況でございます。

2 ページ目をお願いいたします。

2番目としまして、全ての子どもに対する発達段階等に応じた読書活動の支援ということでございますが、こちら数値目標の2としまして、絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率でございます。

こちら令和2年度、3年度が空白となっておりますが、その下の注意書きを御覧いただきますと、新型コロナの感染拡大防止のために、令和2年2月から休止していましたが保健センターでの読み聞かせにつきまして、令和5年3月より当面の会場を中央図書館として再開しているものでございます。

令和4年度の数値が極端に少ないのですが、これは令和5年3月のみの実施ということですので、数字が極端に少なくなっているものでございます。

数値目標3、自主的に1日30分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合ですが、こちらは令和3年度45.5%で、4年度は45.4%ですので、ほぼ横ばいという状況でございます。

数値目標の4でございますが、区立図書館を利用したことのある中・高校生等の割合でございます。こちらにつきましては、一番左側の現状値（令和元年6月末アンケート）でございますが、これは第五次の子ども読書活動推進計画策定時にアンケートを行いました数字でございます。令和2年度、3年度は行っておりませんで、4年度につきましては、今年度、第六次の子ども読書活動推進計画策定に当たりましてアンケートを実施した結果でございま

して、ほぼ横ばいというものでございます。

3 ページ目をお願いいたします。

3、地域における子ども読書活動推進の基盤整備ということで、数値目標の5としまして、図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動でございます。こちらにつきましては、図書館サポーターで読み聞かせをしている人の数は、令和3年度に比べて若干増えております。その下の区立図書館以外の場所で読み聞かせを行ったことがある人数につきましては、若干減っているというものでございます。こちらにつきましては、下の注意書きでございますが、読み聞かせサポーターによる区立図書館での読み聞かせは、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年2月から休止しておりましたが、令和4年11月より再開しているというものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

よろしいですか。

○**山下委員** 恐らくこれを見ていろいろな意見が出てくると思うのですが、全体的に人数が少なければいいやとかそういう感じではなくて、ここにも意見として出ていましたが、子どもたちにいい教育環境を提供したいというのが第一義にあると思いますので、子どもが何人で、何クラスまでであれば望む教育環境がつかれるかということをきちんと線引きしておかないと、少なければいいという、そういうただの数の比較になるのは非常によろしくないと思っています。

それに加えて、学校をつくっていくのは次の世代の若い方々なので、そういう若い人たちの意見をより多く聞いていただきたいと思います。

○**学校運営課長** まず、1点目については、目標の学級数をどのぐらい見据えるのかというような御質問だと思います。

今回の検討に当たっては、学級数の目標ありきではなく、普通教室自体は十分確保ができていますので、その上で子どもたちの環境として、校庭、体育館の密を防ぐために可能な限り減らせることができたところ、そもそもの検討の発端でございまして、今回は強制的に通学区域見直しを行うものではなくて、無理なく変更していただくということも大切にしているところでございます。基本的には教育委員会のほうで学級数の規模というのが12から18規模という目安はございますが、今回四谷小学校については増築校舎の建設もござ

いますので、その辺りも加味しながら、今後地域の皆様の御意見を伺いながら、検討を進めていきたいと考えてございます。

2点目の未就学の御家庭の御意見を尊重するということところは、大切な視点だと思っております。今回の検討協議会の中でも、未就学施設の保護者の方にも4名委員にお入りいただき、また、区立学校の保護者3名にもお入りいただいているので、そういった方々の御意見も尊重してまいりたいと考えてございます。また、今、委員の方々が様々なネットワークで御意見を募ってくださっているところございまして、また、今後ポスターの掲示なども広く貼らせていただきますので、そういった多くの方の御意見を反映できるように取り組んでいきたいと考えてございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○星野委員 2ページ目の全ての子どもに対する発達段階等に応じたというところの数値目標の2番についてです。私は、保健センターでの3・4か月健診に従事しておりますが、かなりもう正常化してきております。なかなか子どもを連れて中央図書館に行くというのは難しいところもあると思いますので、なるべく早く保健センターにおける読み聞かせを再開していただきたいと思います。

○中央図書館長 今現在、保健所と話をしまして、早急にできるように、元の状態に戻せるように調整しているところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 少し気になったのですが、1ページ目の1人当たりの貸出数が、昨年比べて今年が下がったという話ですが、実は令和3年度が異様に多かったようです。これは新型コロナの影響があるのでしょうか。

○中央図書館長 あくまでも推測になりますが、恐らく新型コロナの関係で在宅の時間が増えたということが影響しているのかなと推察しているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3のその他ですが、事務局から報告はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。以上で報告事項を終了します。

○教育長 ここで、最後となりますが、このたび山下委員が任期満了をお迎えになります。一言御挨拶をいただければと思いますので、お願いいたします。

○山下委員 このたび、4年間教育委員を務めさせていただいて、一番最初に受けた仕事は、新型コロナの感染拡大を受け、学校をどうしましょうかということでした。コロナに始まりコロナに終わった4年間だったなと感じております。

その中で、教育行政にこれだけ力を注がれていて、一つ一つ細かいところまで漏れなく子どもたちのために頑張ってくださいの方がこんなにたくさんいるんだということを改めて感じた4年間でした。

今後、この新宿区の教育がさらに発展されることを期待しておりますので、皆様どうぞ頑張ってください。よろしくお願いいたします。（拍手）

○教育長 山下委員、4年間、本当にありがとうございました。これからも御指導いただければと思います。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 3時50分閉会